

地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革

改革の目的：今回の医療・介護の改革は、プログラム法の規定に基づき、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することで地域における適切な医療・介護サービスの提供体制を実現し、患者の早期の社会復帰を進め、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすること

効率的かつ質の高い医療提供体制の構築

■ 医療及び介護サービスの整合的な計画の策定と、医療・介護を対象とした新たな財政支援制度

- 都道府県が策定する医療計画と介護保険事業計画を、一体的・強いつなぎ性を持った形で策定（両者を包括する基本的な方針）
- 消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（各都道府県に基金を設置）を法定化（医療・介護とも対象）

○病床の機能分化・連携

- 各医療機関が医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）を都道府県に報告
- 都道府県は、報告制度等を活用し、各医療機能の必要量等を含む地域の医療構想（ビジョン）を策定
- 地域医療構想（ビジョン）は、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議により推進することを基本。なお、医療機関相互の協議の合意に従わない医療機関が現れた場合は必要な対処措置を講ずる。
- 有床診療所等の役割の位置づけ
病床機能報告制度及び地域医療構想（ビジョン）の導入を踏まえ、国、地方政府公共団体、病院、国民（患者）と併せ、有床診療所の役割・責務について、医療法に位置づける。
- 在宅医療の推進、介護との連携

○サービス充実の構築

- 地域支援事業の充実
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③地域ケア会議の推進
 - ④生活支援サービスの充実・強化
- *前回改正による24時間対応の定期巡回サービスをはじめ、介護サービスの充実・普及を推進
- 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- 特別養護老人ホームの「新規」入所者を、原則、要介護3以上に重点化 *要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○サービス充実の基盤制度の整備

■ 地域での効率的・質の高い医療の確保

- 医療事故にかかる調査の仕組みの位置づけ
- 医療法人制度に係る見直し
・持ち分なし医療法人への移行促進策を創設（移行計画の策定等）
・医療法人社団と医療法人財団の合併を可能とする。
- 臨床研究中核病院の位置づけ

■ チーム医療の推進

- 診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- 診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士の業務範囲又は業務実施体制の見直し
- *上記基金による対応、27年度介護報酬改定で検討

■ 医療・介護従事者の確保

- 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能の位置づけ
- 看護師等免許保持者に対して、ナースセンターへの届出制度を創設
- 医療機関の勤務環境改善
*指針の策定、都道府県で取組を支援する仕組み
- 臨床修練制度の高度な医療技術を有する医療機関への別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- 一一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ
- 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

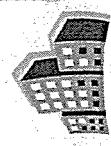
医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職※の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。

入院医療

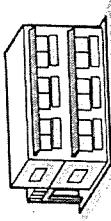
【高度急性期病院】

- ・医師・看護師を多く配置
- ・質の高い医療と手厚い看護により、早期に「急性期後」の病院や「リハビリ病院」に転院可能



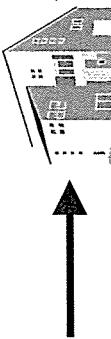
- ・病院の退院調整スタッフが連携先の紹介
- ・自分で車両先を探す必要がない

【急性期病院】



- ・早期の在宅復帰、社会復帰が可能

【慢性期病院】



- ・身近なところで集中的なリハビリを受けることができる。

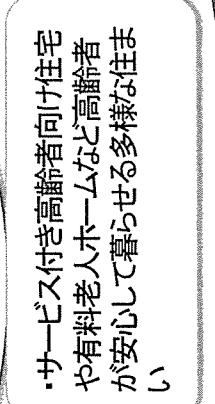
【在宅介護サービス】

- ・いつでも必要な場合に往診してくれる医師が近くにいて、必要な訪問看護サービスを受けることができる。
- ・2~4時間対応の訪問介護・看護サービス、小規模多機能型居宅介護等により、高齢者の在宅生活を支援



【生活支援・介護予防】

- ・老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO等
- ・ボランティア、NPO等の多様な主体による見守り、配食、買い物支援等の生活支援サービスが充実
- ・社会参加が推進され地域での介護予防活動が充実



【特別養護老人ホーム・老人保健施設】



- ・地域包括ケアシステムの整備
- ・医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制を構築

※保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救命救急士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士等

・地域の拠点として在宅介護サービス等も積極的に展開

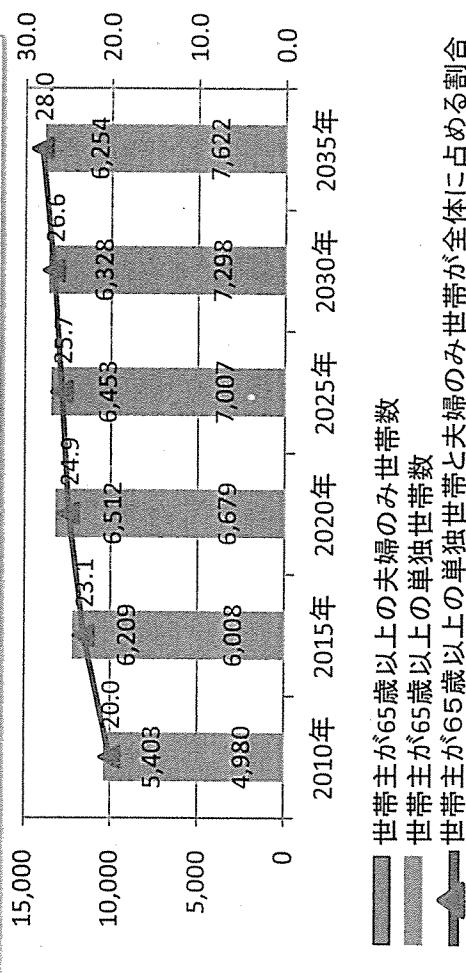
医療・介護サービスの提供体制の改革の趣旨

- 2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加しますが、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できません。
- 例えば、医療については、入院患者が増えると、救急患者の受け入れを断る事例が増えるのではないか、退院して在宅に帰りたいが往診してくれる医師が見つからないと見込まれています。
- また、介護については、介護度が重度になつたり、一人暮らしだけになつても、安心して暮らすことができるか、在宅で暮らすことができなくなつた時の施設が十分にあるか、認知症になつても地域で生活を続けていくことができるかなどといった不安があります。
- このため、高度な急性期医療が必要な患者は、質の高い医療や手厚い看護が受けられ、リハビリが必要な患者は身近な地域でリハビリが受けられるようになります。同時に、退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期に在宅復帰や社会復帰ができるようになりますとともに、生活支援や介護予防を充実させ、住み慣れた地域で長く暮らすことができるようになります。
- 2025年を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、こうした改革を早急に実施することが不可欠です。

今後の高齢化の見込み

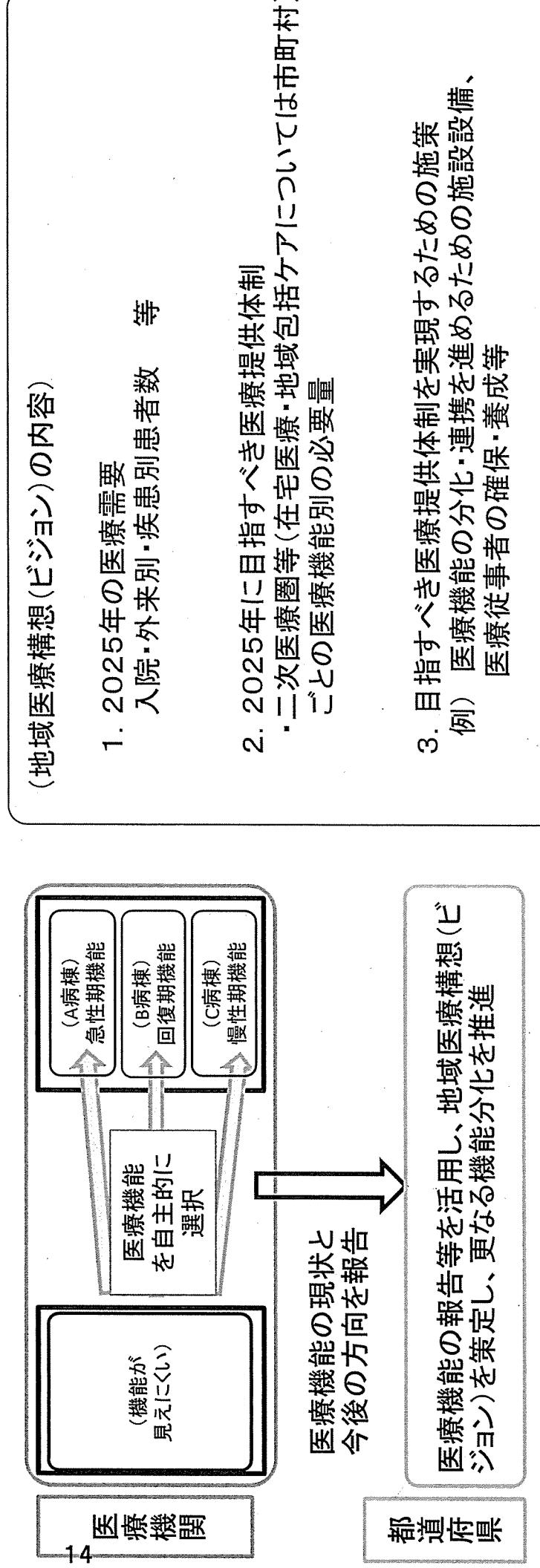
認知症高齢者数の推計 (日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数の推計)						
2010年:280万人	2012年8月	2015年	2025年			
2025年:470万人	65歳以上人口 (割合)	3,058万人 (24.0%)	3,395万人 (26.8%)	3,657万人 (30.3%)	3,626万人 (39.4%)	3,626万人 (39.4%)

世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯数の推計



病床機能報告制度と地域医療構想（ビジョン）の策定

- 病床機能報告制度（平成26年度～）
 - 医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方針を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。
- 地域医療構想（ビジョン）の策定（平成27年度～）
 - 都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。
国は、都道府県における地域医療構想（ビジョン）策定のためのガイドラインを策定する（平成26年度～）。



医療機関が報告する医療機能

- ◎ 各医療機関(有床診療所を含む。)は病棟単位で(※)、以下の医療機能について、「現状」と「今後の方針」を、都道府県に報告する。

※ 医療資源の効果的かつ効率的な活用を図る観点から医療機関内でも機能分化を推進するため、「報告」は病棟単位を基本とする」とされている
('一般病床の機能分化の推進についての整理')(平成24年6月急性期医療に関する作業グループ)。

- ◎ 医療機能の名称及び内容は以下のとおりとする。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	<input type="radio"/> 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	<input type="radio"/> 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	<input type="radio"/> 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 <input type="radio"/> 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	<input type="radio"/> 長期にわたり療養が必要な患者を入れさせる機能 <input type="radio"/> 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入れさせる機能

(注) 一般病床及び療養病床について、上記の医療機能及び提供する医療の具体的な内容に関する項目を報告することとする。

- ◎ 病棟が担う機能を上記の中からいずれか1つ選択して、報告することとするが、実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、提供している医療の内容が明らかとなるように具体的な報告事項を検討する。

- ◎ 医療機能を選択する際の判断基準は、病棟単位の医療の情報が不足している現段階では具体的な数値等を示すことには困難であるため、報告制度導入当初は、医療機関が、上記の各医療機能の定的な基準を参考に医療機能を選択し、都道府県に報告することとする。

医療機能の分化・連携に係る取組みの流れについて

- 病床機能報告制度の運用開始、地域医療ビジョンの策定及び都道府県の役割の強化等を含めた医療機能分化・連携に係る取組みの流れを整理すると、以下のようになると考えられる。

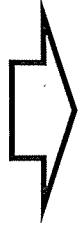
* 報告の基準は、当初は「定性的な基準」であるが、報告内容を分析して、今後、「定量的な基準」を定める。

現行の医療法の規定により、案の作成時に、診療又は調剤の学識経験者の団体の意見を聴く。

現行の医療法の規定により、策定時に医療審議会及び市町村の意見を聴く。
※意見聴取の対象に、保険者協議会を追加。



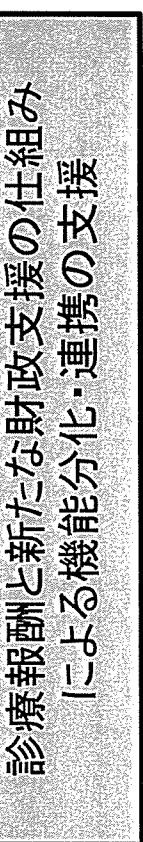
【病床機能報告制度の運用開始】(平成26年度～)
・医療機関が担つている医療機能を都道府県に報告(※)



【地域医療ビジョンの策定】(平成27年度～)
・都道府県において地域医療ビジョンの策定。
・地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、二次医療圏等ごとに、各医療機能の必要量(2025年時点)等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す。



診療報酬と新たな財政支援の仕組みによる機能分化・連携の支援



【都道府県の役割の強化】

- 医療機関や医療保険者等の関係者が参画し、個々の医療機関の地域における機能分化・連携について協議する「協議の場」の設置
- 医療と介護の一体的推進のための医療計画の役割強化(介護保険の計画との一體的な策定)

機能分化・連携を実効的に推進

地域医療構想（ビジョン）を実現する仕組み

(1)「協議の場」の設置

- 都道府県は、地域医療構想の実現について、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。
○ 医療機関相互の協議により、地域医療構想を推進していくが、協議だけでは進まない場合には、都道府県知事が以下の措置を講ずることができることとする。

(2)都道府県知事が講ずることができる措置

- ① 病院の新規開設・増床への対応
 - 都道府県知事は、開設許可の際に、不足している医療機能を担うという条件を付けることができるのこととする。
 - ② 既存医療機関による医療機能の転換への対応
 - 【医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合】
 - 都道府県知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、転換にやむを得ない事情がないと認める時は、医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を要請（公的医療機関等には命令）することができるとする。
 - 【「協議の場」の協議が調わらず、自主的な取組みだけでは機能分化・連携が進まない場合】
 - 都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請（公的医療機関等には指示）することができるのこととする。
 - ③ 稼働していない病床の削減の要請
 - 医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、都道府県知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の削減を要請することができるとする。
- ※ 現行の医療法上、公的医療機関等に対しては、都道府県知事が稼働していない病床の削減を命令することができることとなつていています。

【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合の措置】

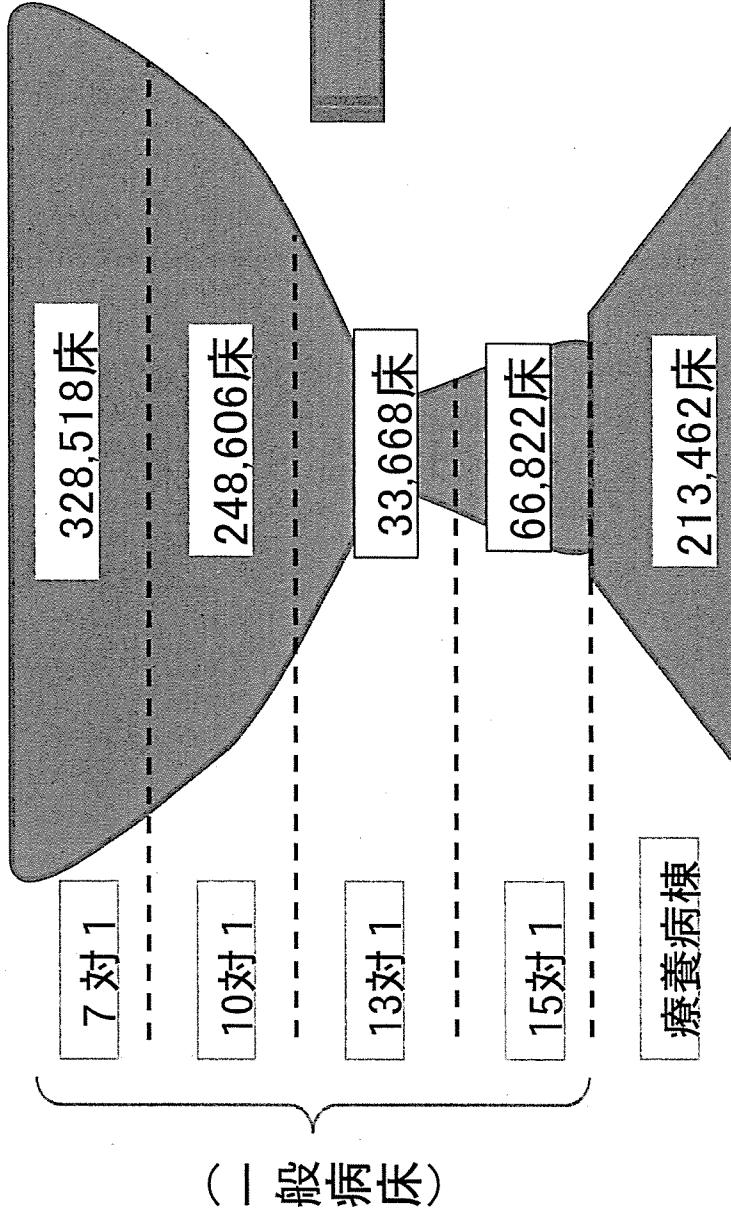
- 医療機関が上記の要請に従わない場合は、都道府県知事が勧告を行う。当該勧告にも従わない場合や、公的医療機関が上記の命令・指示に従わない場合には、現行の医療法上の措置（管理者の変更命令や公的医療機関への運営の指示等）に加えて、以下の措置を講ずることができるとする。
 - イ 医療機関名の公表
 - ロ 各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象からの除外
 - ハ 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し

参考

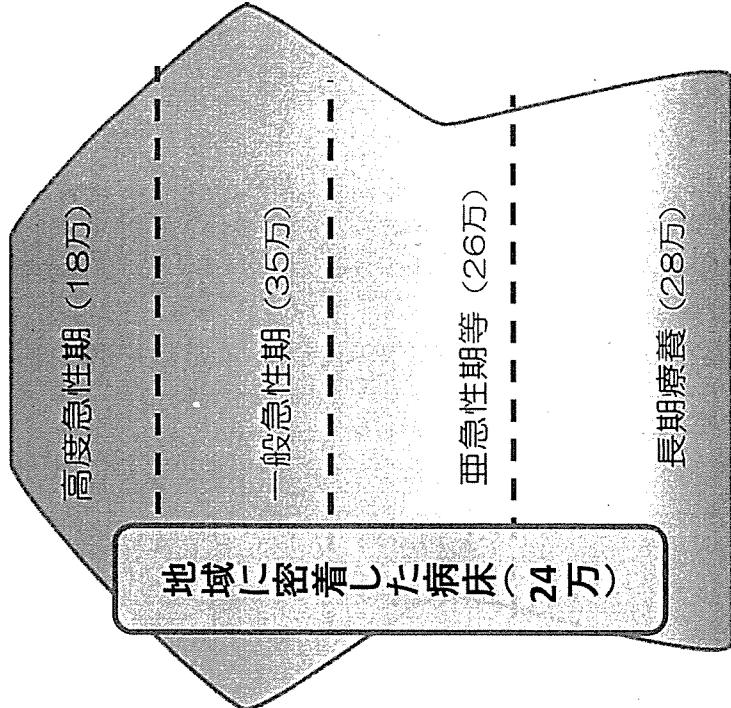
医療提供体制整備に関する課題

- ・現在、病床は、診療報酬が高い看護体制の手厚いものに極端に偏った状況。
- ・効率的な医療サービス提供に必要な将来の病床数のあり方と異なつており、病床の再編等が課題。

<2010(H22)年の病床数>



<2025(H37)年のイメージ>



※7対1(患者7人につき看護師1人配置)等は診療報酬上の区分

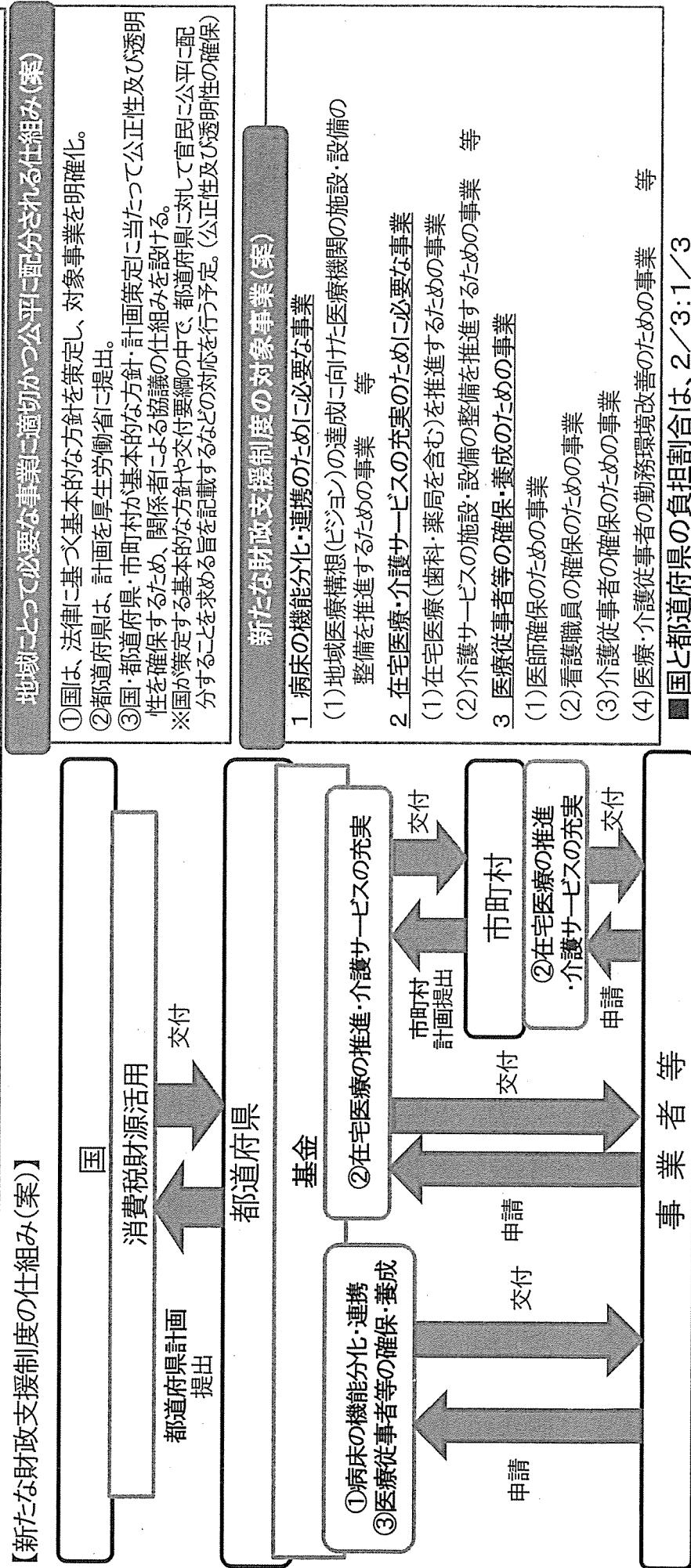
H23.11.25 「中央社会保険医療協議会総会」資料
※当初検討段階でのイメージ
保険局医療課調べ

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度
：公費で904億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの改革」が急務の課題。
- このため、医療法等による制度改革面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
 - △ 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
 - △ 「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設ける。
 - △ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携についても、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度より対象を拡大を検討。

【新たな財政支援制度の仕組み(案)】



平成26年度予算案の概要 (厚生労働省)

新たな財政支援制度の創設

《公費で904億円》

- 医療従事者の確保・養成や在宅医療の推進、病床の機能分化・連携を図るため、関係法律の改正法案を平成26年通常国会に提出し、社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれた新たな財政支援制度（各都道府県に基金を設置）を創設する。
なお、国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求めるなどの対応を行う予定。

[対象事業（案）] ※関係法律の改正法案が成立した後、決定

① 医療従事者等の確保・養成

- ア) 医師確保対策として、都道府県における医師確保のための相談・支援機能（地域枠に係る修学資金の貸与事業を含む）の強化や、地域医療に必要な人材の確保等の事業、産科等の不足している診療科の医師確保事業、女性医師の復職支援等への財政支援を行う。
- イ) 看護職員等確保対策として、新人看護職員等への研修や、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業、看護師等養成所の運営等への財政支援を行う。
- カ) 医療従事者の勤務環境改善対策として、都道府県における医療従事者の勤務環境改善の支援体制の整備や、院内保育所の運営等への財政支援を行う。

② 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業等への財政支援を行う。

③ 医療提供体制の改革に向けた基盤整備

ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備や、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備、医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備への財政支援を行う。

*病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備について、平成26年度は回復期病床等への転換など現状でも必要なのみ対象とすることとし、平成27年度から都道府県において地域医療ビジョンが策定された後、さらなる拡充を検討する。